



第58号 (令和元年7月1日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 菅野 恵文

▶ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

7月に入り、いよいよ本格的な夏がやってきました。熱中症や脱水症状の予防のために、水分補給と塩分補給は意識的に行うよう心がけましょう。

さて本号では、マイナンバーを利用した情報連携による事務処理の本格運用のほか、7月1日に新設された国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者の配偶者状況確認届について掲載しています。障害年金講座では、市区町村の皆様方から多数照会を受けている事例について掲載しています。是非、日々の業務にご活用ください。

引き続き、市区町村の皆様方との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

障害年金講座

第10回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

市区町村からの照会の多い事例

です!

(1) 認定日について

Q1

初診日が末日の場合、初診日から1年6か月経過した日（障害認定日）はいつになりますか？

A1

以下の例を参考にしてください。

1年6か月経過した日

	初診日	障害認定日
例1	平成29年1月31日	平成30年7月31日
例2	平成29年2月28日	平成30年8月28日
⚠ 例3 (要注意)	平成29年3月31日	平成30年9月30日
	平成29年3月30日	平成30年9月30日
⚠ 例4 (うるう年と通常年)	平成26年8月31日	平成28年2月29日 ※平成28年は、うるう年
	平成27年8月31日	平成29年2月28日 ※平成29年は、通常年

(2) 診断書の現症日について

Q2

初診日が20歳前で、初診日から1年6か月経過した日（障害認定日）が20歳以降となった場合の診断書の現症日は、障害認定日以降3か月以内ですか？

A2

初診日が20歳前で、障害認定日が20歳以降となる場合でも、障害認定日の前後3か月以内の現症日の診断書が必要です。



Q3

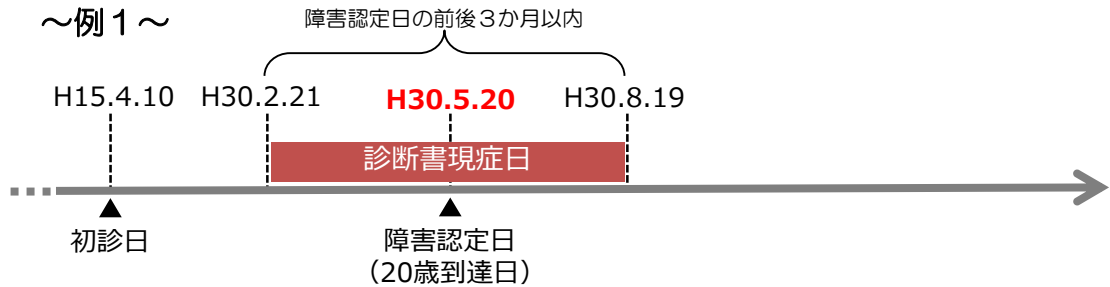
20歳前に初診日がある場合、障害認定日の前後3か月以内の現症日とは、具体的にいつですか？

A3

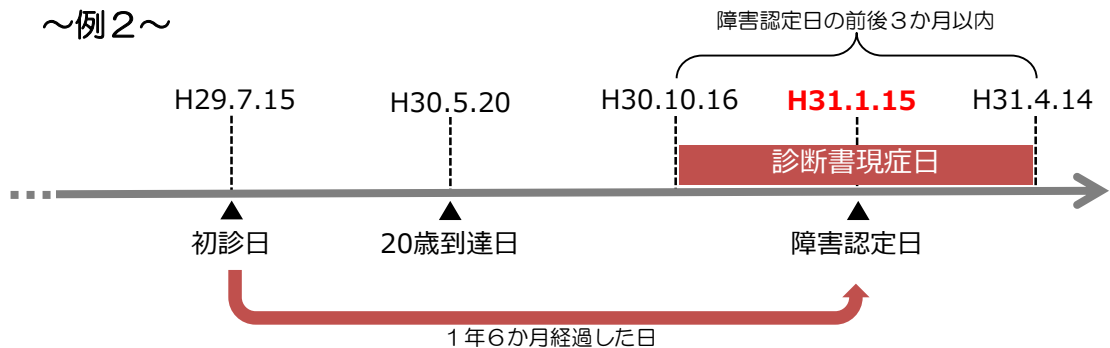
以下の例を参考にしてください。

⇒平成10年5月21生まれ、20歳到達日が平成30年5月20日の方。

～例1～



～例2～



Q4

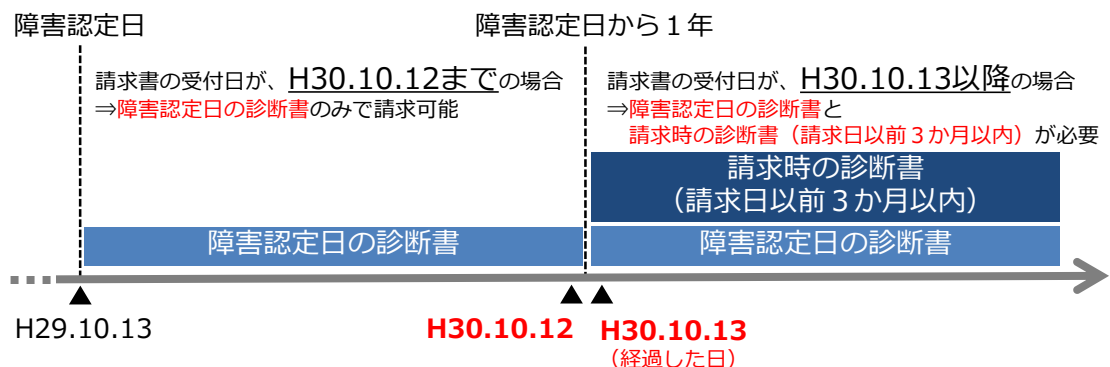
認定日請求をする場合で、障害認定日時点と請求日時点の両方の診断書が必要になるのは、いつの受付からですか？

A4

障害認定日から1年以上経過して認定日請求をする場合です。

その場合、障害認定日の診断書他、請求日以前3か月以内の現症日の診断書の添付が必要です。具体的には、以下の例を参考にしてください。

～例～



(3) 65歳以上の請求について

Q5

老齢基礎年金を繰り上げ請求していない方が、障害基礎年金を事後重症請求することができるのは、いつまでですか？

A5

65歳に達する日の前日までです。

誕生日前日において65歳に到達しますので、65歳の誕生日の2日前までとなります。（旧法国民年金障害年金の場合を除く。）

65歳に達した日 = 65歳の誕生日の前日

ここが
ポイント



Q6

初診日が65歳以降でも、障害基礎年金は受給できますか？

A6

初診日が65歳以降にある場合には、障害基礎年金は受給できません。
（障害厚生年金とは異なります。）

障害基礎年金は、初診日が、以下のいずれかにあることが条件です。

- ① 20歳前
- ② 国民年金被保険者期間中
- ③ 被保険者であった者であって、日本国内に住所があり、かつ60歳以上65歳未満の期間

初診日が65歳以降にある場合、該当するとすれば、②で国民年金任意加入被保険者期間中のケースになりますが、初診日において65歳以上の方は、直近1年間の保険料納付要件が適用されないため、3分の2以上の保険料納付要件が必要になります。

しかしながら、65歳以降も国民年金任意加入被保険者となる方は、未納期間が長い
ため、3分の2要件を満たすことができず、納付要件に該当しないこととなります。

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和元年6月から令和元年12月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(●…毎年定例の実施分 ●…今回限りの単発実施分 ●…新規の実施分)

令和元年 6月

- 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付

令和元年 7月

- 国民年金保険料納付書の送付（7月定時分・過年度分）
- マイナンバーを利用した情報連携による事務処理の本格運用（年金給付関係）
→ 詳細は、本号7頁をご確認ください。
- 国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者の配偶者状況変更届の新設（7月1日施行）
→ 詳細は、本号8頁～11頁をご確認ください。

令和元年 8月

- 障害状態確認届（診断書）の作成期間を3か月間に拡大（8月1日施行）
→ 詳細は、「かけはし」第57号の8頁～9頁をご確認ください。

令和元年 9月

- 年金生活者支援給付金の請求書（ターンアラウンド様式）の送付
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。
- 令和元年分扶養親族等申告書の送付
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(●…毎年定例の実施分 ●…今回限りの単発実施分 ●…新規の実施分)

令和元年 10月

- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行
- 年金生活者支援給付金に係る支給決定通知書及び不該当通知書を順次発送
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。
- 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施（ターンアラウンド申請用紙の送付）
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。

令和元年 11月

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。
- ねんきん月間・年金の日（11月30日）
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付



令和元年 12月

- 年金生活者支援給付金の初回支払（12月13日）
- 年末収納対策用納付書の送付



マイナンバーを利用した情報連携による事務処理の本格運用を行います (刷新プロジェクト推進室)

- 年金関係のマイナンバーを活用した情報連携については、平成31年4月15日を連携開始日として、日本年金機構（以下「機構」という）から地方公共団体等への情報照会の試行運用を行ってきました。試行運用の結果を踏まえ、令和元年7月1日（月）より、年金給付関係等の事務手続について本格運用を開始します。
- 本格運用開始後は、情報連携により必要な情報を取得できる場合に、当該情報に係る添付書類の提出が省略できるようになります。なお、情報連携は機構において実施し、住民票関係情報や地方税関係情報等を確認するため、市区町村において情報連携等を行っていただく必要はありません。
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書等の事務手続については、引き続き試行運用を続けます。市区町村における事務に変更はありませんので、ご注意ください。（現時点では、令和元年10月を目途に本格運用へ移行することを想定しています。）

本格運用により省略される添付書類

年金給付関係業務（年金請求書の審査など）

本格運用により取得する情報	省略される添付書類
①住民票関係情報 ②地方税関係情報 ③労働者災害補償関係情報 ④地方公務員災害補償関係情報	①住民票の写し ②課税証明書 など ③労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書 など ④地方公務員災害補償決定通知書 など

※ 情報連携の対象外となっている戸籍関係の添付書類等については、省略は行われません。

すべての添付書類が省略されるわけではありませんので、ご注意ください。

※ 詳しくは、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。



国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者の配偶者状況変更届が新設されました (国民年金部)

- ◆ 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年度厚生労働省令第28号）による改正の国民年金法施行規則第77条の7の2の規定により「国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者の配偶者状況変更届」が新設されましたので、その詳細についてお知らせします。

届書の目的と対象者

- ◆ 令和2年度以降の国民年金保険料全額免除・納付猶予の継続免除の審査は、継続免除等申請者の個人番号を基に情報照会を行い、取得した住民票情報の続柄から配偶者・世帯主を特定した上で、審査対象者の所得情報を取得し、審査を行うこととしています。
- ◆ 取得する住民票情報の続柄は「世帯主から見た続柄」となるため、被保険者又はその配偶者が世帯主でない場合や、配偶者と世帯が異なる場合は、配偶者を特定できません。
- ◆ 上記理由により、配偶者の情報を把握するため、国民年金保険料の全額免除又は納付猶予の承認を受け、翌年度以降も全額免除又は納付猶予の申請を希望する申出をしている者が、令和元年7月1日以降に婚姻により配偶者を有するに至ったとき又は離婚・死亡により配偶者を有しなくなったときは日本年金機構に対して、事実発生日から14日以内に届書の提出が必要となります。

FAQ

Q. 届出を提出したら結果の通知が届きますか？

A. 通知の送付はいたしません。

届出内容の確認を希望される場合は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

Q. 配偶者とは内縁関係を含みますか？

A. 内縁関係を含みます。

Q. 届出を提出しなかった場合はどのような影響がありますか？

A. 審査対象者である配偶者を特定できない場合、適正な免除等の決定を行うことが困難であるため、継続免除等申請者へ事実確認を行います。

届書レイアウト（表面）

様式コード

4 1 0 3



国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者の配偶者状況変更届

この届書は、国民年金保険料の全額免除または納付猶予の承認を受け、翌年度以降も全額免除または納付猶予の申請を希望する申出をされた方が、次のいずれかの状況となったときに提出していただくものです。

1. 婚姻により配偶者を有するに至ったとき
2. 離婚・死亡により配偶者を有しなくなったとき

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日

国民年金保険料全額免除・納付猶予の継続申請者であり、配偶者の状況に変更がありましたので、以下のとおり届け出ます。
また、変更の事実について、届書の記載内容と相違ないことを申し立てします。

住所： _____

被保険者氏名： _____ 印

(本人が自署した場合は押印は不要です)

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A 被保険者	① 個人番号 <small>(または基礎年金番号)</small>		② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	
	③ 氏名	<small>(フリガナ)</small>	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	— —
B 届出内容	⑤ 配偶者状況 変更理由	1. 婚姻により配偶者を有するに至った 2. 離婚・死亡により配偶者を有しなくなった	⑥ 配偶者状況 変更年月日	9. 令和	
	⑦ 配偶者氏名	<small>(フリガナ)</small>	⑧ 配偶者 生年月日	5. 昭和 7. 平成	
	⑨ 配偶者 個人番号	<small>* 配偶者が別世帯である場合は、個人番号を記載してください。</small>	⑩ 個人番号 非保有理由	1. 海外在住 2. 短期在留外国人 3. その他 ()	
	⑪ 備考				

※ ①～⑧欄は必ず記入してください。

※ 配偶者が別世帯である場合は、⑨欄に個人番号を記載してください。また、配偶者の個人番号が指定されていない場合は、⑩欄の該当する番号を○で囲んでください。

※ 「配偶者」とは婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

※ 記入方法の詳細を裏面に記載していますので、裏面を確認の上記入してください。

届書レイアウト（裏面）

記入方法

○①～⑧の項目は、必ず記入してください。

- ①個人番号または基礎年金番号 : 個人番号カード、通知カードに記載されている個人番号（12桁）を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳に記載されている基礎年金番号（10桁）を左詰めで記入してください。
- ②生年月日 : 元号は該当する番号を○で囲み、生年月日を記入してください。
- ③氏名 : 住民票に登録されている氏名を記入し、フリガナはカタカナで正確に記入してください。
- ④電話番号 : 電話番号の種別の該当する番号を○で囲み、電話番号を記入してください。
- ⑤配偶者状況変更理由 : 婚姻により、配偶者を有するに至った場合は「1」を○で囲んでください。配偶者と離婚した、配偶者が亡くなったことにより、配偶者を有しなくなった場合は「2」を○で囲んでください。
- ⑥配偶者状況変更年月日 : ⑤の理由により、配偶者の状況に変更があった年月日を記入してください。
- ⑦配偶者氏名 : 住民票に登録されている配偶者の氏名を記入し、フリガナはカタカナで正確に記入してください。
※離婚により配偶者を有しなくなったことによる届出を行う場合は、復姓前の氏名を記載してください。
- ⑧配偶者生年月日 : 元号は該当する番号を○で囲み、配偶者の生年月日を記入してください。

○配偶者を有するに至った場合で、配偶者が別世帯であるときは、⑨または⑩の項目を記入してください。

- ⑨配偶者個人番号 : 個人番号カード、通知カードに記載されている配偶者の個人番号（12桁）を記入してください。
- ⑩個人番号非保有理由 : 配偶者の個人番号が指定されていない場合は、該当する番号を○で囲んでください。「3. その他」を選択した場合は、詳細を記入してください。

添付書類

○マイナンバー（個人番号）で届出を行う際の添付書類について

申請者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちで無い場合は、以下の①および②を提示してください。

- ①マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。

○基礎年金番号で届出を行う際の添付書類について

①欄に基礎年金番号を記入して届書を提出する場合は、被保険者の年金手帳（氏名の記載ページ）または基礎年金番号通知書について、写しの添付または原本の提示をしてください。

<留意事項>

審査対象者である配偶者の登録（削除）がない場合、適正な審査を行うことができず、事実と異なる審査結果となる恐れがありますので、事実発生日から14日以内に届書の提出を行ってください。

届書レイアウト (記入例)

様式コード

4 1 0 3



国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者の配偶者状況変更届

この届書は、国民年金保険料の全額免除または納付猶予の承認を受け、翌年度以降も全額免除または納付猶予の申請を希望する申出をされた方が、次のいずれかの状況となったときに提出していただくものです。

1. 婚姻により配偶者を有するに至ったとき
2. 離婚・死亡により配偶者を有しなくなったとき

日本年金機構理事長 あて 令和 元 年 〇 月 〇 日

国民年金保険料全額免除・納付猶予の継続申請者であり、配偶者の状況に変更がありましたので、以下のとおり届け出ます。

また、変更の事実について、届書の記載内容と相違ないことを申し立てします。

住所： 東京都杉並区高井戸西〇-〇〇-〇

被保険者氏名： 年金 一郎

(本人が自署した場合は押印は不要です)

日本年金機構

基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	6 1 1 1 1 1
	③ 氏名	(フリガナ) ネンキン イチロウ 年金 一郎	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	090-9999-9999

B. 届出内容	⑤ 配偶者状況 変更理由	1. 婚姻により配偶者を有するに至った 2. 離婚・死亡により配偶者を有しなくなった	⑥ 配偶者状況 変更年月日	9. 令和	0 1 1 1 1 1
	⑦ 配偶者氏名	(フリガナ) ネンキン ハナコ 年金 花子	⑧ 配偶者 生年月日	5. 昭和 7. 平成	0 1 1 1 1 1
	⑨ 配偶者 個人番号	* 配偶者が別世帯である場合は、個人番号を記載してください。	⑩ 個人番号 非保有理由	1. 海外在住 2. 短期在留外国人 3. その他 ()	

配偶者を有しなくなった場合は、
復姓前の姓を記入してください。

申請者と配偶者が同一世帯の場合は、
配偶者の個人番号は不要です。

* 配偶者が別世帯である場合は、⑨欄に個人番号を記載してください。また、配偶者の個人番号が指定されていない場合は、⑩欄の該当する番号を○で囲んでください。

* 「配偶者」とは婚姻の届出をしていないが、事実上

* 記入方法の詳細を裏面に記載していますので、裏面を

配偶者が個人番号を有していない場合は、
該当する理由に○印をしていただくか、
理由を記載してください。

介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の 特別徴収担当課へ、ぜひ回覧くださいますようお願いいたします。

【公的年金からの介護保険料等の特別徴収における情報交換の留意事項】

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知(年次)と各種異動通知(月次)に基づき行い、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税共同機構(以下「経由機関」という)を通じて、日本年金機構(以下「機構」という)へ通知をいただいているところです。

特別徴収事務をご担当される皆様に、公的年金からの特別徴収における留意事項等をご紹介しますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

データ作成時の留意事項

(1) 資格喪失等通知について

特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知について、本来、転出等により停止とするところを誤って死亡(コード41-01)を原因とする資格喪失等通知を行うと、公的年金からの特別徴収が停止になるとともに、年金の支払いも停止となりますので、通知の際は十分ご注意ください。

(2) 住所地特例対象者に住所変更があった場合について

A市からB市へ転出後も、住所地特例対象者としてA市で介護保険料を特別徴収している方が再びA市へ転入した場合、機構から経由機関を通じてA市へ特別徴収追加候補者情報「30-02(住所変更者)」を送付しています。

この情報により、国民健康保険料(税)または後期高齢者医療保険料の特別徴収を開始する場合は、特別徴収継続中の介護保険料については特別徴収追加依頼通知を「31-03(非対象者)」ではなく「31-01(対象者)」で通知くださいますようお願いいたします。

※ 介護保険料の特別徴収追加依頼処理結果通知は「31-51(相関性エラー)」となりますが、介護保険料の特別徴収は継続されます。

上記の例において、介護保険料の特別徴収追加依頼通知が「31-03(非対象者)」の場合、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の特別徴収追加依頼通知が経由機関において、エラーとなりますのでご注意ください。

(3) 特別徴収の対象となる年金について

老齢厚生年金および老齢基礎年金を受給している65歳以上の方について、特別徴収の対象となる年金は老齢基礎年金のみです。

よって、老齢基礎年金の年金額が政令で定める額(年額18万円)以上である場合に、機構から経由機関を通じて各市区町村へ特別徴収対象者通知「00-01(新規者)」または「00-02(継続者)」を送付しています。

※ 例年1月に送付している公的年金等支払報告書の年金額は老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計額となっています。そのため、公的年金等支払報告書の金額が年額18万円以上の方であっても、特別徴収対象とはならない場合がありますのでご注意ください。

データ送信時の留意事項

特別徴収依頼通知（年次）および各種異動通知（月次）（以下「特別徴収依頼通知等」という）の情報交換時において、送信漏れや操作誤り等により、経由機関に正しくデータ送信がされず、適正に特別徴収ができなくなった事象が発生しております。

過去の事例をご紹介しますので、十分ご注意くださいますようお願いいたします。

事例 1

送信時のデータ取り込み作業手順の誤り等により、経由機関に特別徴収依頼通知等データが送信されなかった。

事例 2

経由機関に、特別徴収依頼通知等データを送信したが、送信結果の確認を失念し、受信エラーとなっていることに気付かず、正しいデータを送信できなかった。

事例 3

特別徴収依頼通知等のデータ作成を委託していた委託先の業者のミスにより、誤ったデータを経由機関に送信してしまった。

市区町村様におかれましては、データの取り込み作業手順の確認や経由機関へのデータ送信後の送信結果の確認について徹底いただくとともに、データ作成等を委託している場合は、委託業者への注意喚起や委託業者が作成したデータの確認を複数人で行うなどチェック体制を強化していただきますようお願いいたします。

なかでも、**特別徴収依頼通知（年次）**の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。細心の注意を払い、特別徴収依頼通知の作成及び送信を行っていただきますようお願いいたします。

データの送信漏れ等により、機構において特別徴収依頼通知が収録できなかった場合、その対象者については当該年度の特別徴収を行うことができません、普通徴収で対応いただくことになります。

介護保険料等特別徴収にかかる情報交換に関する市区町村様からのお問合せ先

- ◆ 日本年金機構 年金給付部 給付業務調整室 給付業務調整グループ 03-5344-1100（代表）
- ◆ 年金受給権者からのお問合せ先は、お近くの年金事務所または年金ダイヤル（0570-05-1165）をご案内願います。
- ◆ 日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）に特別徴収に関するQ&Aを掲載しています。
- ◆ 年金受給者の方がインターネットをご利用可能であれば、ぜひご案内ください。トップページ⇒上部メニュー「年金Q&A」⇒「年金の受給」⇒「全てに共通する制度」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」

令和元年度「わたしと年金」エッセイを募集しています！

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、市（区）役所または町村役場をはじめ関係機関・関係団体の協力のもと、地域に根ざした公的年金制度の周知・啓発活動を「地域年金展開事業」と位置付け、積極的に実施しているところです。

その一環として、広く国民の皆さまに公的年金制度との関わりを考えていただく機会として「わたしと年金」をテーマに、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わりや、公的年金の大切さなどに関するエッセイを募集しています。

募集した作品の中から厳正な審査のうえ、優れた作品について、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者の方に表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、作品を日本年金機構ホームページへ掲載します。

是非、各地域の皆さまへの周知をお願いいたします。

「わたしと年金」エッセイの募集にあたっては、ポスターやリーフレットを用意しています。

募集期間中のポスターの掲載やリーフレットの設置につきまして、是非、ご理解とご協力をお願いします。



●主催、後援

主催：日本年金機構

後援：厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

●応募資格

一般、学生・生徒（中学生以上）

●応募締切

令和元年9月13日（金）当日消印有効

●提出先

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 相談・サービス推進部

サービス推進グループ「わたしと年金」担当

※ 詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構 検索 <https://www.nenkin.go.jp>



出産前後の国民年金保険料が免除になります

平成31年4月から出産前後期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。

平成31年2月1日以降に出産をした方が対象となり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早めの届出をお願いします。

届出の用紙は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）から印刷をするか、市区役所・町村役場の窓口または年金事務所に備え付けてあります。

国民年金保険料は口座振替がお得です！

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」、「1年前納」、「2年前納」もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

納付書での支払ならPay-easy(ペイジー)が便利です！

Pay-easy(ペイジー)なら、自宅や外出先から、夜間や休日でも納付ができ、便利です。

納付書の左側に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキングまたはモバイルバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

ただし、コンビニエンスストア内に設置されている複数の銀行に対応しているATMでは利用できませんのでご注意ください。

地域の独自情報

編集後記



先月、東京2020の観戦チケットの抽選がありましたね。ところで、東京2020の正式名称はご存じですか？英語では、“Games of the XXXII Olympiad”といい、直訳すると「第32回オリンピアド競技大会」です。オリンピアドとは、オリンピックの開催年から始まる4年間の期間を指す単位だそう。チケットは落選したけれど、良い勉強になりました。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。